

四万十市産業振興推進総合支援事業費補助金交付要綱

平成26年 3月31日

告示第20号

改正 平成27年 3月25日告示第22の2号

改正 平成28年 7月28日告示第66号

改正 平成29年 9月20日告示第68号

改正 令和 5年 3月31日告示第36号

(趣旨)

第1条 この告示は、四万十市補助金等交付規則（平成17年四万十市規則第35号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、四万十市産業振興推進総合支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 市は、四万十市産業振興計画（以下「産業振興計画」という。）を効果的に実行するため、新たな商品・サービスの企画・開発、販路拡大の取組、観光産業の振興に資する取組等を総合的に支援することを目的として、第4条に規定する事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

(1) 産業振興計画のアクションプランに位置付けられた取組又はこれに準ずると認められる取組であって、本市の産業振興に資すると認められ、雇用の創出や所得の向上など、地域への経済波及効果が高い取組として、下記の段階に応じて市長が適当と認めた事業（以下「市単独の補助事業」という。）

ただし、既存の取組みを単に継続するだけの事業及び市の他の制度により補助金等を受けている事業は除くものとする。

ア 調査・研究段階

イ 事業化・推進段階

(2) 産業振興計画のアクションプランに位置付けられた取組又はこれに準ずると認められる取組であって、国の補助事業若しくは国の外郭団体が国からの補助金を原資に実施する事業又は県の補助事業を活用して実施する事業（以下「国等の補助事業」という。）のうち、前条に規定する補助目的に合致するものとして、市長が適当と認めた事業

(補助対象となる事業者)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業者は、市内に本拠地を置く次の各号いずれかに該当する事業者とする。ただし、宗教、政治を目的とする事業者又は設立趣旨、活動内容等から補助の対象として不適当と認められる事業者は、この限りではない。

(1) 商工会議所、商工会、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、公益社団法人、公益財団法人、第三セクター（資本金等の額の2分の1以上を公共的団体が出資している法人をいう。）、特定非営利活動法人又は観光協会等一定の地域を範囲として公の目的で活動している団体

(2) 中小企業者（個人事業者を含む。）又は中小企業団体等

(3) 共同体、協議会、グループ等の任意団体

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、別表1に定めるとおりとする。ただし、地方創生推進交付金制度要綱（平成28年4月20日府地事第16号通知）の規定に基づく交付金（以下「地方創生推進交付金」という。）を活用して行う市単独の補助事業については、補助対象事業の実施に必要な不可欠な経費として市長が必要と認め、地方創生推進交付金の交付決定を受けた経費とする。

(補助率等)

第6条 補助率、補助限度額及び補助対象期間については、別表2のとおりとする。ただし、地方創生推進交付金を活用して行う市単独の補助事業の補助限度額及び補助対象期間については、別表3のとおりとする。

2 算出された補助金額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助事業の採択等)

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、事業採択申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、別に定める四万十市産業振興推進プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）の審査を踏まえて補助事業の採択又は不採択を決定するものとし、その結果について、事業採択（不採択）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。ただし、補助金額が100万円以下の補助事業については、プロジェクトチームの審査を省略できるものとする。

3 市長は、補助事業の採択にあたり必要があると認めるときは、前項の通知に必要な条件を付することができるものとする。

4 申請者は、事業を複数年にまたがって実施する場合であっても、単年度ごとに第1項に規定する申請書を市長に提出し、第2項に規定する補助事業の採択を得なければならない。

5 第3条第1項第2号の事業で、別表2の(2)のアの事業については、市の審査手続きを省略しても支障がないと認められる場合に限り、国等の補助事業の採択等を証明する写しを添付することで、第1項の規定に関わらず、申請者は直ちに次条第1項の補助金交付申請書の提出ができるものとする。

(補助金の交付の申請)

第8条 前条第2項の規定により採択の決定を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業ごとに補助金交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に100分の25を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りではない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めるときは、当該申請者が四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則（平成24年四万十市規則第7号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者（以下「排除措置対象者」という。）と認められるときを除き、補助金の交付を決定し、速やかに当該決定の内容を補助金交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、前項の通知に必要な条件を付することができるものとする。

(補助事業の着手)

第10条 補助事業の着手は、原則として第9条の規定による補助金の交付の決定通知に基づき行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認めて、市長が補助金交付決定前着手届（様式第5号）を受理した場合は、受理した日から事業に着手することができるものとする。

(補助事業の重要な変更)

第11条 第9条第1項の補助金交付決定通知書を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ

補助事業変更申請書（様式第6号）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の中止又は廃止
 - (2) 補助金額の増額又は20%を超える減額
 - (3) 補助事業の内容の重要な部分に関する変更
- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 市長は、第1項の申請書の提出があったとき、又は前項の報告があったときは、補助金交付変更通知書（様式第7号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（遂行状況の報告等）

第12条 市長は、必要があると認めたときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができるものとする。

（実績報告等）

- 第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに、補助事業実績報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、速やかに市長にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。
- 2 第8条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項に定める補助事業実績報告書の提出時期までに当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第8条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項に定める補助金実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した補助事業者において、その金額が減じた額を上回る場合にあつては、当該上回る額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第9号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による補助事業実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第10号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

- 第14条 補助金は、前条第4項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、確定前にその全部又は一部を概算払いすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（財産の処分の制限等）

- 第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、第2条に規定する補助目的に沿って、効率的な運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、規則第19条第1項の規定により処分を制限される補助の対象となったもののうち、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える施設財産、機械及び器具等（次項において「施設財産等」という。）について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。
- 3 市長は、施設財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることができる。

(関係書類の整備)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(グリーン購入)

第17条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、四万十市が定める「四万十市グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成25年度において、四万十市農商工等連携プロジェクト推進支援事業費補助金交付要綱(平成22年四万十市告示第30号)の規定による補助対象事業として採択され、引き続き平成26年度以降においても同要綱における補助対象期間であったものについては、第3条第1項第1号ただし書きの規定は適用しない。

(四万十市農商工等連携プロジェクト推進支援事業費補助金交付要綱の廃止)

3 四万十市農商工等連携プロジェクト推進支援事業費補助金交付要綱は、廃止する。

附 則(平成27年3月25日告示第22の2号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年7月28日告示第66号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の四万十市産業振興推進総合支援事業費補助金交付要綱の規定は、平成28年7月1日から適用する。

附 則(平成29年9月20日告示第68号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月31日告示第36号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 (第5条関係)

| 事業区分 | | 事業内容 | 補助対象経費 | |
|-------------|------------|---|---|---------------------------------|
| (1)市単独の補助事業 | ア 調査・研究段階 | <ul style="list-style-type: none"> ・視察研修 ・市場・販路調査 ・アドバイザー招致 ・その他市長が必要と認めるもの | 補助対象経費は、下記の区分のとおりとし、補助対象事業の実施に必要な不可欠な経費として市長が必要と認めたものとする。 | |
| | | | 経費区分 | 内 容 |
| | | | 共済費 | 社会保険料 |
| | | | 報償費 | 講師、コーディネーター、アドバイザー等謝金 |
| | | | 賃金 | 臨時職員等の賃金 |
| | | | 旅費 | 職員等旅費、講師、コーディネーター、アドバイザー等への費用弁償 |
| | イ 事業化・推進段階 | <ul style="list-style-type: none"> ・商品・サービスの開発・改良 ・販路開拓・販売促進 ・観光交流促進 ・施設・設備等整備 ・その他市長が必要と認めるもの | 需用費 | 消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、資料購入費 |
| | | | 役務費 | 通信運搬費、原稿料、損害保険料、特許等の取得に係る費用 |
| | | | 委託料 | 事業費の一部を委託する経費 |
| | | | 使用料及び賃借料 | 会場使用料、賃貸、リース、レンタルに係る費用 |
| | | | 工事請負費 | 施設・設備等整備に係る工事請負費 |
| | | | 原材料費 | 試作・開発等に係る原材料費 |
| | | | 備品購入費 | 対象事業に継続して使用する備品の購入費 |
| | | | ※汎用性の高い備品、消耗品等で本事業のために専用で使用することが明らかでないもの（PC、自動車、オートバイ等）は補助対象外とする。 | |
| (2)国等の補助事業 | ・上記に準ずるもの | 補助を受けようとする国等の補助事業の補助金交付要綱等で規定する補助対象経費 | | |

別表2（第6条関係）

| 事業区分 | | 補助率 | 補助限度額 | 補助対象期間 |
|--------------|---|--|---|--|
| (1) 市単独の補助事業 | ア 調査・研究段階 | 10/10 以内 ただし、市長が事業の内容等により事業実施主体の負担が適当と認める場合は、この限りではない。 | 1 事業につき単年度の補助限度額は50 万円とする。 | 1 事業につき単年度とする。 ただし、市長が事業の性質上複数年の実施が必要と認める場合は、2 年間以内とすることができる。 |
| | イ 事業化・推進段階 | 2/3 以内 | ①ソフト事業 1 事業につき単年度の補助限度額は100 万円とする。 ②ハード事業（※1）を伴う場合 1 事業につき単年度の補助限度額は350 万円とする。 | 1 事業につき単年度とする。 ただし、市長が事業の性質上複数年の実施が必要と認める場合は、3 年間以内とすることができる。 |
| (2) 国等の補助事業 | ア 国等の補助事業 | 2/3 以内 ただし、補助対象経費のうち、国等の補助金を原資とする補助額を除く、市の継ぎ足し補助による補助率は1/6 以内とする。 | 国等の補助金を原資とする補助については、当該国等の補助事業にかかる既定の補助限度額の範囲内とする。市の継ぎ足し補助に係る補助限度額は次のとおりとする。 | 国等の補助事業の補助対象期間とする。 |
| | イ 国等の補助事業（補助率：1/2 以内）に県産振総合支援事業の継ぎ足し補助がある場合（※2） | 5/6 以内 ただし、補助対象経費のうち、国等の補助金を原資とする補助額を除く、市の継ぎ足し補助による補助率は1/6 以内とする。 | ①ソフト事業 1 事業につき単年度の補助限度額は100 万円とする。 ②ハード事業（※1）を伴う場合 1 事業につき単年度の補助限度額は500 万円とする。 | |

※1 「ハード事業」とは、商品の生産、加工、流通、販売等に必要な施設、設備、機械等を整備するもの又は観光交流を促進するために必要な施設、設備等を整備するものをいう。

※2 地域アクションプラン等、高知県産業振興計画に位置づけられた事業として、高知県産業振興推進総合支援事業の採択を受けたもので、特に地域への経済波及効果が高いと市長が認めたもの。

別表3（第6条関係）

| 事業区分 | 補助率 | 補助限度額等 | 補助対象期間 |
|---------------------------------|---------------|--|---|
| <p>地方創生推進交付金を活用して行う市単独の補助事業</p> | <p>2/3 以内</p> | <p>認定地域再生計画に基づく地方創生推進交付金実施計画に交付対象事業として位置づけられた経費であって、各年度における国から交付決定を受けた推進交付金対象事業額の範囲内とする。</p> | <p>認定地域再生計画に基づく地方創生推進交付金実施計画に交付対象事業実施期間として位置づけられた期間とする。</p> |